

もくじ



特集 新たな森林管理システムの導入に向けて	2
お知らせ	林材業労働災害防止協会 長野県支部 4
特集 小海県有林Jークレジットのご紹介	5
森の元気情報	林業の若き担い手(その7)長野県林業労働財団 6
県森連だより	7
長野県の木材市況	8

平成30年度ふるさとの森づくり県民の集い(第69回長野県植樹祭)を開催しました



◇大会テーマ「続けよう 笑顔をつくる 森づくり」(H29 売木村立売木小学校 花田 悠里さんの作品)

開催日・場所 ●平成30年6月2日(土)

●下伊那郡売木村「南信州広域公園」及び周辺森林(売木村有林)

主 催 ●長野県、中部森林管理局、売木村、公益財団法人長野県緑の基金、下伊那山林協会、飯伊森林組合

植樹祭の当日は、すばらしい晴天に恵まれ、「続けよう 笑顔をつくる 森づくり」の大会テーマのもと、多くの県民の皆様に参加いただきました。

式典の中で、大会テーマの表彰を行い、売木みどりの少年団の奥田さんと清水さんにより、緑を守り育てる元気な宣言がありました。

また、協賛企業から寄贈していただいたオオヤマザクラの苗木を、今回の植樹祭の記念木として広く植えていただくこととし、南信州地域の14市町村と、来年の県植樹祭の開催予定地の木曽地域の町村を代表して木曽郡木曽町へ贈呈が行われました。

アトラクションでは、「天龍熊伏太鼓」と「天龍浄心太鼓」の皆さんによる太鼓演奏や売木村観光大使のPaix2(ペペ)さんによる歌とトークを行っていただきました。

平成28年に開催した第67回全国植樹祭の開催理念である、植えて・育て・利用する「森林・林業のサイクル」を、取り戻そうの理念を継承し、60年生カラマツ人工林を収穫し、帯状に伐採した跡地に、新たなサイクルの出発として、南信州地域を代表する樹種であるヒノキの苗木約4,500本を植えていただきました。

植栽した苗木の一部は、再生林の低コスト化に向けて普及を進めているコンテナ苗木を用いて、森林県から林業県への取組みをPRしました。

植樹会場は、このほど、適正な森林管理と持続可能な森林経営を行う森林認証(SGEC-FM認証)を取得した森林で、植樹祭の記念品として、森林認証を受けた売木村のヒノキを利用した木製コースターを参加者の皆様にお配りしました。

これからも県民参加による森林づくりを一層進めるために、地域住民、森林づくりを支援する企業・団体の皆様のご参加・ご協力のもとで、森林づくり活動を行い、緑豊かな住みよい郷土づくりを推進していきます。

来年は、木曽郡木曽町で開催予定です。

【森林づくり推進課】

新たな森林管理システムの導入に向けて

〈森林経営管理法の概要〉

平成三十年五月二十五日、林業の成長産業化と森林の適正な管理を推進することを目的とした「森林経営管理法」が成立となり、来年度から施行されることになりましたので、その概要を紹介いたします。

法律では、森林所有者の責務として、適正な経営管理を行う旨が定められ、森林所有者による管理が行き届かない森林について、市町村が効率的な林業経営や適正な森林管理を行うために必要な措置を講じるための権限や手続きが定められました。

具体的には、森林所有者は、自ら管理経営ができない森林を市町村に委ねることになり、市町村では、その森林に対して伐採を含めた長期にわたる森林経営が可能な権利を設定し、経済ベースで経営が可能な場合と困難な場合の2つに区分して対処することになります。

一つ目は、経済ベースでの経営が可能な場合です。この場合は、「意欲と能力のある林業経営体」に経営を再委託し、将来的には主伐・再造林も可能な森林として、林業生産活動を実施しながら適切な森林の管理経営を図ります。

二つ目は、経済ベースでの経営が困難な場合です。この場合は、間伐等の必要な施業を森林所有者に代わって市町村が行うこととなり、それ以降も市町村が管理を行います。森林所有者の費用負担は必要ありませんが、原則として林業経営を目指す森林とは区分して、将来的にはできるだけ自然の推移に委ねるような施業を行うことに

なります。

市町村では、優先順位を付けながら一定の面的なまとまりをもったエリアを設定し、森林所有者の意向調査を行ったうえで権利設定を行うことになり、順次、整備が実施されることになります。

このように市町村が仲介して森林の適正な管理を行う仕組みを「新たな森林管理システム」と呼び、市町村が行う取組に必要な財源については、平成三十一年度から譲与が始まる「森林環境譲与税(仮称)」によって措置されることとなります。譲与額は、それぞれの市町村における私有林人工林面積、林業就業者数、人口の数値を用いて、全国に占める割合によって算出され、市町村によって規模の違いはあるものの、全ての市町村に譲与が行われます。

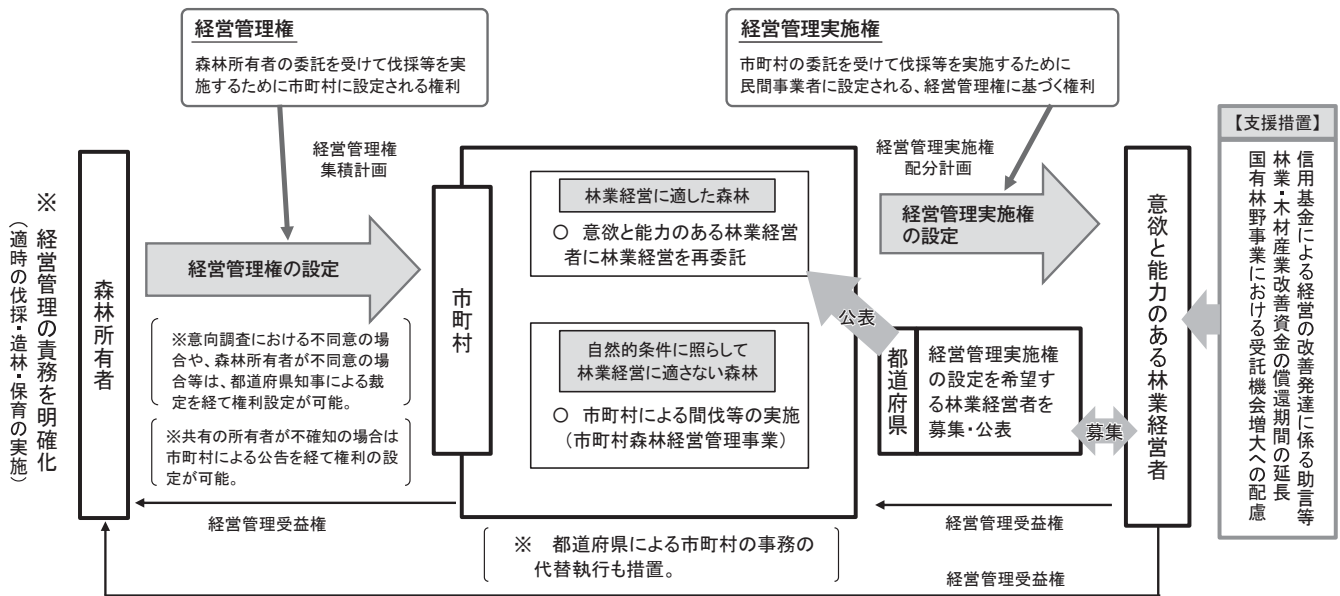
この森林環境譲与税(仮称)は、国民全体で森林づくりを支える仕組みとして導入される森林環境税(仮称)を財源としており、税額は一人年額一、〇〇〇円、課税は平成三十六年度から始まりですが、「新たな森林管理システム」の運用開始と合わせて平成三十一年度から前倒しをして譲与が始まります。

これまで森林組合をはじめとする林業事業者が、森林所有者の承諾を得ながら森林の整備を進めてきたところですが、森林所有者の関心の低下や財源不足によって手入れが進まなかった森林についても、「新たな森林管理システム」を活用することで整備を進めることが可能となりました。

市町村におかれましては、今回の仕組みが円滑に進むよう、検討・準備を進めていただくとともに、県でも支援を充実していきたいと考えています。

【森林政策課】

【新たな森林管理システムの概要】



里やんと山ちゃんからのお知らせ

森林づくり県民税を活用した県民協働の里山の整備・利用

里やん

平成30年度から始まった第3期目の森林づくり県民税では、里山をもっと利用してもらえるように、長野県ふるさとの森林づくり条例で認定された「里山整備利用地域」で、地域の人たちが取り組む里山の整備や利用を支援することになっているんだよ！

山ちゃん

認定地域では、地域の人たちの活動や資機材の購入とか、間伐、植栽、支障木の伐採といった色々な里山の整備や地域活動が支援対象になるんだよ。詳しくは、近くの地域振興局林務課の人に聞いてみてね。

里やん

これから「長野の林業」で、県内での認定地域の活動を紹介していくよ。里山を活用した地域づくりの参考にしていね！ついでに2人のことも覚えてね！

【里山整備利用地域で活用いただける主な事業】

事業名	補助率	事業主体	事業内容
県民協働による里山の整備・利用事業	ソフト 9/10 資機材 3/4	里山整備利用推進協議会	計画作成、里山を活用した地域活動等 地域活動に必要な資機材の導入
みんなで支える里山整備事業	9/10	市町村、森林組合 事業体、NPO法人等	間伐をはじめとする多様な里山整備

【森林づくり県民税キャラクター】

“里やん”と“山ちゃん”紹介

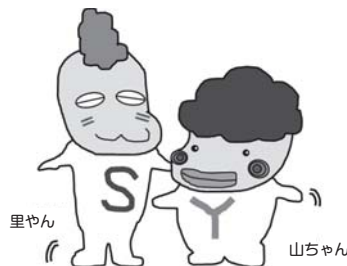
信州の里山に棲息しているため、里山の状況に非常に詳しい。

ただし、年齢、国籍、性別等一切不明。

里やん …ボケ担当のうっかりもの。

スバズバものを言う。

山ちゃん…ツッコミ担当のしっかりもの。
物知りらしい。





長野県における第13次労働災害防止 推進計画について

林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部では、長野労働局が掲げた当計画に従って労災防止のための安全対策に取り組むこととしております。

計画では、働く方々一人一人が安心して健康に働くことができる職場の実現のため、2018年度から2022年度までの5ヶ年間の目標を策定しました。全体では、産業全体で①死亡者数15%以上減少、②死傷者数5%以上減少の2項目で、重点業種の中に、建設業、製造業とともに「林業」を掲げています。この目標達成のために8つの重点事項が掲げられ、その1番目に「死亡災害の撲滅を目指した対策の推進」をあげ、「林業における伐木等作業の安全対策」を盛り込んでいます。局独自には『信州・危険の「見える化」推進運動』にも取り組んでいて、林業・木材製造業においても、自主的な安全衛生活動を促進することが求められており、当支部では下記表のような講習会等を計画しています。

平成30年度（6月～）林災防講習会等 開催日程をお知らせします！

年月日	講習会名	開催場所	募集人員
H30.06.13	刈払機取扱	林業センター（長野市岡田町）	60
H30.06.26～27	伐木特別教育	森林組合連合会北信木材センター（長野市穂保）	60
H30.07.13	刈払機取扱	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H30.07.23～24	伐木特別教育	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H30.08.06	刈払機取扱	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H30.08.23～24	木材加工作業主任者	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H30.09.05	刈払機取扱	林業センター（長野市岡田町）	60
H30.09.06-07.12	車両系特別教育（学科）	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	30
H30.09.13～14	機械集材装置運転	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	30
H30.09.20～21	伐木特別教育	森林組合連合会北信木材センター（長野市穂保）	60
H30.09.25～27	車両系特別教育（実技）	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	各10
H30.10.05	刈払機取扱	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H30.11.05～06	伐木特別教育	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H30.11.12	造林作業指揮者	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H30.12.03～04	伐木特別教育	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H31.01.11	刈払機取扱	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H31.01.18	リスクアセスメント実務	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H31.02.04	刈払機取扱	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H31.02.15	伐木従事者安全教育	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60
H31.02.25～26	伐木特別教育	長野県林業総合センター（塩尻市片丘）	60

※ 上記計画は変更する場合がありますので予めご承知おきください。

※ また、人数によっては出張講習も行いますので、お気軽にご相談ください。

【問合せ先】林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部 ☎026-227-0327

第211回 国有林土場活用委託販売市売ご案内

◎入札日 平成30年6月12日（火）

◎入札締切 午前10時30分

◎入札会場 木曾官材市売協同組合2階大会議室

※本市売は、これまでの木曾地区国有林の公売に代わるものです

材種	署名	樹種	見込数量	主要銘柄等
素材	木曾森林管理署 (南木曾支署を含む)	木曾ヒノキ	162㎡	尺上・B材(21㎡) 特木(104㎡) 長尺材(3㎡) 特B(1㎡) 特A(32㎡) 6M尺上(1㎡)
		ヒノキ (内 ㊦㊧木曾ひのき)	791㎡ (569㎡)	並柱(84㎡) 3m曲(319㎡) 4m土台(21㎡) 4m直(168㎡) 4m曲(199㎡)
		天然サワラ	34㎡	特木(15㎡) B材(18㎡) 尺上(1㎡)
		その他N-L	810㎡	特木ヒノキ(561㎡) N特木(249㎡)
総計		103種	1,797㎡	

※入札参加資格・入札条件等詳細については下記へお問い合わせください。

※素材の物件所在地は、木曾森林管理署・南木曾支署の各土場又は、山元です。

〒399-5604長野県木曾郡上松町正島町2-45
tel (0264) 52-2480 (代) fax (0264) 52-1155 (フリーボーリング)
ホームページ <http://www.kisokan.com/> 入札物件詳細・入札物件結果 掲載



木曾官材市売協同組合

小海県有林J・クレジットのご紹介

長野県では、小海県有林の森林整備箇所における二酸化炭素吸収量について、J・クレジット制度の認証を取得し、平成二十四年度から県内外の企業・団体へ販売しています。

J・クレジットは環境保全や温室効果ガスの削減に取り組む県内外の企業・団体の皆様に御購入いただき、カーボン・オフセット(省エネ活動ではどうしても削減できない二酸化炭素量を、他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)すること)やCSRに



御活用いただいています。販売収益は県有林整備の貴重な財源となっており、平成二十四年度から二十九年度の六年間で約二七四ヘクタールの整備を行いました。



CO₂固定キャラクター ECOCO(エココ)

いては、「平均気温の上昇を一度より十分低く保つ」「そのために、二十一世紀後半には、温室効果ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとる」という世界共通の長期目標を掲げています。近年は、企業経営においても、気候変動対策をはじめとする環境対策は必須の項目となっています。こうした気候変動対策の具体的手段のひとつとして、J・クレジット制度やカーボン・オフセットの活用があります。

県内のクレジットのご紹介

県内でも、森林整備の資金調達の方法として、また地域づくりの一つの方法として、クレジットを取得している団体がありますのでご紹介いたします。

●木曾町

平成二十七年三月二十三日登録 販売数量 三〇六トン・CO₂

●根羽村森林組合

平成二十八年三月二十二日登録 販売数量 一三三トン・CO₂

今後も、カーボン・オフセットの取組みがより広がるとともに、J・クレジットの利用が一層進むことを期待しています。また、県のクレジットも引き続き販売していますので、ご利用をお待ちしています。

【県営林係】

【お問い合わせ】

長野県林務部森林づくり推進課

☎026-235-7272

小海県有林J-クレジット・J-VERの販売状況

(平成30年3月末現在)

(単位: t-CO₂)

販売数量	契約数量	現在販売数量
1,946	1,218	728

販売単価: 16,200円(税込み)

販売単位: 1 t-CO₂単位

J・クレジット制度は、省エネ設備の導入や森林管理などによる温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。認証を受けたクレジットは市場流通性を持ち、自由に取引することができます。

気候変動問題に関する国際的な枠組みとして有名なパリ協定にお

J・クレジットとは

林業の担い手

〜県内認定事業体で働く
若き現場技能者たち〜

今年度も「緑の雇用」新規就業者育成推進事業による集合研修が、6月からスタートしています。見て覚えるだけでなく、研修を通して安全な林業技術の習得を図ります。昨年は、1年目から3年目の林業作業士(フォレストワーカー)150人が研修を終えました。今年は133人が研修を受講します。今回は、駒ヶ根市のNPO法人森林環境で働くお二人をご紹介します。



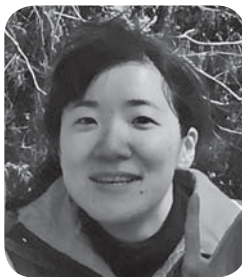
くまがい なお
熊谷 直さん

年齢 29歳
経験年数 5ヶ月

◇趣味◇
キャンプ・登山

森からの恵み

薪ストーブと薪風呂を焚きながら生活すると1年。森の恩恵を受ける日々の中で、自然のなかで仕事がしたいと考える中、縁もあり転職を決断しました。様々な林業機械の操作や保守、各種申請や検査書類の準備、必要資材の手配、新規事業の模索など、多岐にわたる職務内容にやりがいを感じています。支えてくれる家族や仲間、そして「森」への感謝を忘れずに技術を磨いてゆきたいと思っています。



ももせ あきこ
百瀬 晶子さん

年齢 29歳
経験年数 2年1ヶ月

◇趣味◇
山登り・自転車・炭焼き

この仕事の意味って

現場の仕事に追われると、作業の意味を深く考える余裕がありませんでした。でも今年の前めから、里山の整備を担当するようになり(何もかも教えてもらいながらですが)、山の所有者さんに言われた言葉、「伐り方はまかせから、気持ちいい山にしてくれ！」ようやく山を作っている実感を持ちはじめました。この景色が好きで名古屋から移り住んで



事業主コメント

たけれど、これから50年後の景色を自分たちが作っていくと思うと、つくづく、林業って深く、おもしろくて、責任重大な仕事だなあと感じます。とにかく日々勉強です！

NPO法人森林環境 理事長 湯澤 要次さん



自然と景観の素晴らしい伊那谷で、里山整備及び自然環境保全を目的に活動しています。

日本人は昔から国土の土台である森林を守り続けてきました。森林を育てる労働あつてこそ、地下水も川の水も海の環境も約束されます。次世代の為に今後も黙々と山と取り組んでいきます。

NPO 法人森林環境

所在地/駒ヶ根市経塚7-11
創立/平成17年
体制/役員6名、従業員8名
勤務時間/変形労働時間制
主な業務/森林整備、特用林産物



地域林業のこれからを考える
千曲川下流域
林業活性化センター

平成30年5月24日(木)、北信木材流通加工センター(長野市)において「新たな森林管理システム等に関する事業説明会」(主催:千曲川下流域林業活性化センター)が開催されました。

説明会には長野・北信地域の地域振興局、会員(森林組合、林業事業体等)の職員が参加し、事業説明や意見交換が行われました。

事業説明では県林務部森林政策課橋渡担当係長、信州の木活用課長澤担当係長から「森林環境護与税(仮称)」、「森林税(県)」、「合板・製材生産性強化対策事業」、「スマート林業タスクフォースNAGANO」についてそれぞれ説明を頂きました。

つづく意見交換では、5月17日に首相官邸で開催された未来投資会議に参加された北信州森林組合の堀澤課長の報告を皮切りに今後の森林・林業・木材流通に関して活発な意見交換が行われました。
※流域林業活性化センターは、森

林整備から素材生産・加工・流通までの各段階における体制整備等の取組みを推進することを通じて、流域林業の活性化を図ることを目的に全国158流域にそれぞれ設置されています。



それぞれの立場から活発な意見が交わされました

林業セミナーのご案内

6月20日(水)14時15分より、長野県農協ビル12階会議室(長野市)において林業セミナー(主催:長野県森林組合連合会・長野県造林協会)が開催されます。本年は、齋藤木材工業株式会社代表取締役

社長・齋藤廣氏を講師に迎え、「大規模木質構造建築物への挑戦」(街に見えない森が増えていく)と題して講演を頂きます。

資源循環型材料である木材は建造物に使用されても炭素を貯蔵し続け、木造建築物は街に見えない森を生み出しているとの評価もあり、大規模木質構造建築物へ期待は高まっています。

このような状況を踏まえ、行政を担う方々や林業関係者等が林業の問題点と可能性を再認識するとともに将来の社会を創造する議論ができる環境を作るため、林業セミナーを開催します。

参加費無料です。問合せ先、長野県森林組合連合会指導利用課・TEL026-226-2504まで。

1分でわかる森林組合
第2回 2018 森林組合とは②

前回、森林組合が制度として発足したのは明治40年の法改正からと紹介しました。当時の森林組合は国の林業政策に関連して森林資

源の開発や培養のための森林施策等を行う団体組織として政府の指導のもと設立が奨励されたものでした。任意設立・強制加入制度がとられていたり、今日の協同組合としての性格も薄いものでした。また、当時の法の目的規定も資源政策的なものを第一義、協同組合的なもの第二義としていました。

しかし、戦後の民主主義思想の広まりや森林・林業をめぐる環境の変化の中で、協同組合としての機能の強化が求められ、幾度かの制度改正を経て協同組合的な目的の第一義への引き上げや、根拠法をそれまでの森林法から独立させる(「森林組合法」)ことなどが行われました。

現在、森林組合が協同組合組織として位置付けられていることや、森林組合法の第1条に「この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進する事により、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資する事を目的とする。」と記されているのはこの様な経緯によるものです。

